

令和8年度  
厚木市中小企業設備投資促進事業補助金要領

申請前に必ずお読みください

お問い合わせ

厚木市役所産業文化スポーツ部産業振興課  
「中小企業設備投資促進事業補助金」担当  
TEL 046-225-2832（受付時間 平日8:30～17:15）  
Mail 3900@city.atsugi.kanagawa.jp

## 目次

1 目的.....	- 2 -
2 補助対象者.....	- 2 -
3 補助対象設備.....	- 3 -
4 補助対象経費.....	- 4 -
5 補助金額.....	- 4 -
6 補助金交付までの流れ.....	- 4 -
7 概要書等の提出.....	- 5 -
8 補助金の申請.....	- 5 -
9 交付決定.....	- 7 -
10 補助金交付請求.....	- 7 -
11 その他.....	- 7 -

### 1 目的

この制度は、中小企業者等が生産性の向上、生産の拡大、生産品の変更、新製品の開発及び生産を目的に機械及び装置を導入した際に、経費の一部を補助することで、設備投資意欲の向上及び経営基盤強化を図ることを目的としています。

### 2 補助対象者

申請にあたっては、次の(1)～(4)の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 中小企業者等であること。
- (2) 厚木市内で5年以上継続して事業を営んでいること。  
(個人の場合、上記に加えて市内に1年以上住所を有していること。)
- (3) 市税（延滞金等を含む。）を完納していること。
- (4) 自社製品を設置するものでないこと。

中小企業者等…次の(1)及び(2)を指します。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす会社又は個人。

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

(2) 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者。

業種	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他 の業種（②～④を除く）	20人以下
②卸売業	5人以下
③サービス業	5人以下
④小売業	5人以下

会社法以外の法人は対象外となります。（例：社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）等）  
なお、土業法人及び農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）は対象となります。

### 3 補助対象設備

生産性の向上、生産の拡大、生産品の変更、新製品の開発及び生産を目的に導入した機械及び装置（以下、「設備」という。）で次の(1)～(4)の全ての要件を満たす必要があります。  
すでに設備を導入している場合、対象となりませんのでご注意ください。

- (1) 令和8年3月16日から令和9年3月15日までに購入し、又は使用していること。
- (2) 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2に規定されているもの。
- (3) 購入総額が次の要件を満たしていること。
  - ア 中小企業者の場合 300万円以上（税抜き）
  - イ 小規模企業者の場合 200万円以上（税抜き）
- (4) 市内の自社敷地内に設置していること。

※補助の対象となる設備は1つまでです。

割賦販売契約、リース契約により購入する設備について

次の(1)～(5)の全ての要件を満たす場合に限り、補助対象となります。

- (1) 契約の趣旨として物件の購入が目的であること。
- (2) 全額を必ず支払う契約となっていること。
- (3) 途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- (4) リース契約にあっては、リース終了後、所有権が補助対象者に移ること。
- (5) リース契約にあっては、リース期間中に補助対象者が固定資産税を納めていること。

#### 4 補助対象経費

令和8年3月16日から令和9年3月15日までに補助対象者が支払った次の(1)～(4)の費用です。

- (1) 設備本体費
- (2) 設備附属部品費
- (3) 設備設定費（アプリケーションソフト購入費、初期設定費等）
- (4) 設備運搬費

- ※ 工事、設置に係る経費は対象外です。
- ※ 既存設備等の搬出、撤去、廃棄に係る経費は対象外です。
- ※ 消費税及び地方消費税を除きます。
- ※ 国、県等の補助金等の交付を受けている場合、補助対象経費から当該補助金額を控除した額を補助対象経費とします。

#### 5 補助金額

区分	補助率	補助上限額	
		製造業 <small>日本標準産業分類に定めるもの</small>	製造業以外
中小企業者	補助対象経費の2分の1以内	200万円	100万円
小規模企業者	補助対象経費の3分の2以内		

- ※ 補助対象者の主たる業種により補助上限額が異なります。
- ※ 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てます。

#### 6 補助金交付までの流れ

概要書等の提出から補助金の交付までの流れは次のとおりです。各項目の詳細は、次ページ以降を確認してください。

事業者	概要書等の提出	令和8年4月1日(水)～令和9年1月15日(金)まで
厚木市	概要書等の内容確認	随時
	概要書等の受理通知	
事業者	補助対象設備の導入・引渡し・支払い	概要書等の受理通知後
事業者	補助金の申請	設備の引渡しから2か月以内又は令和9年3月15日(月)までの早い方
厚木市	申請書類の審査、交付(不交付)の決定	随時
	交付(不交付)決定通知書の送付	

事業者	補助金の請求	交付決定通知書の受領後速やかに
厚木市	補助金の振込	請求書を受領してから30日以内

## 7 概要書等の提出

本補助金は申請前に概要書等の提出が必須となります。概要書等が提出されていない場合、本補助金の交付申請をすることができませんのでご注意ください。

概要書等の提出	<p><u>設備の引渡しを受ける2か月前まで</u>に「厚木市設備投資促進事業計画概要書」に添付書類を添えて提出してください。</p> <p>「厚木市設備投資促進事業計画概要書」の様式は、中小企業設備投資促進事業補助金のホームページに掲載しています。</p> <p>※4～5月に設備の引渡しを受ける場合、速やかに「厚木市設備投資促進事業計画概要書」に添付書類を添えて提出してください。</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書</li> <li>・導入する設備の仕様がわかる書類（仕様書、カタログ等）</li> </ul>
受付期間	<p><u>令和9年1月15日（金）まで</u></p> <p>予算額に達した場合、受付を終了します。</p>
提出方法	<p>メールで提出してください。</p> <p>メール：<a href="mailto:3900@city.atsugi.kanagawa.jp">3900@city.atsugi.kanagawa.jp</a></p> <p>件名に「設備投資促進事業補助金概要書等の提出」と記載して送信してください。</p>

概要書等の提出後、内容に不備や不足がないことを確認して通知します。通知は提出時に入力いただいたメールアドレスにお知らせします。

## 8 補助金の申請

設備の引渡しが終わって支払いまで完了したら申請してください。

補助金の申請	<p>「厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付申請書」及び「厚木市中小企業設備投資促進事業補助金補助対象設備等内訳書」に添付書類を添えて申請してください。</p> <p>「厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付申請書」等の様式は、中小企業設備投資促進事業補助金のホームページに掲載しています。</p>
--------	--

添付書類	<p>①市税納税証明書（市税に未納のない証明書）  ※ 産業振興課が市税納税証明書を取得することも可能です。希望する場合は申請書の同意欄にチェックをお願いします。</p> <p>②会社の経歴が分かる書類  （登記事項証明書、パンフレット等）</p> <p>③直近の決算書</p> <p>④補助対象設備の仕様がわかる書類  （仕様書、カタログ等）</p> <p>⑤補助対象設備の写真  ・背景を含む設備全体を撮影したもの1枚  ・設備の型番、型式番号等を撮影したもの1枚</p> <p>⑥補助対象設備の配置図  （設置箇所が分かる平面図）</p> <p>⑦補助対象経費の契約書  （発注書、注文書でも可）</p> <p>⑧補助対象経費の領収書等  （領収書で支払いの内訳が確認できない場合、請求書等を合わせて提出）</p> <p>⑨事業報告書  ⑩役員等氏名一覧表  ⑪収支決算書</p> <p style="margin-left: 200px;">} 様式は、中小企業設備投資促進事業補助金のホームページに掲載しています。</p> <p>⑫他に補助金を受けている場合は交付決定通知書の写し</p> <p><u>割賦販売契約、リース契約により購入した場合の追加添付書類</u></p> <p>⑬割賦販売実施機関やリース会社が設備仕入業者に設備代金を支払ったことを証明する書類（領収書、振込明細等）</p>
申請期限	<p>次のいずれか早い方の日までに申請してください。</p> <p>① <u>設備の引渡しから2か月以内</u></p> <p>② <u>令和9年3月15日（月）まで</u></p>
申請方法	<p>メールで申請してください。</p> <p>メール：<a href="mailto:3900@city.atsugi.kanagawa.jp">3900@city.atsugi.kanagawa.jp</a>  件名に「設備投資促進事業補助金申請」と記載して送信してください。</p>

## 9 交付決定

申請いただいた内容について審査を行い、適当と認める場合は「厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付決定通知書」をメールで送付します。（不適当と認める場合は「厚木市中小企業設備投資促進事業補助金不交付決定通知書」を送付します。）

申請から約1か月程度で通知書を送付します。

※申請書類に不備や不足があった場合、ご連絡しますので対応をお願いします。

※申請書類の不備や不足により、審査が延びる場合があります。

## 10 補助金交付請求

「厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付決定通知書」の送付時に請求方法のご案内をしますのでご確認ください。

請求書を産業振興課が受領後、30日以内に指定の口座に補助金を振り込みます。

## 11 その他

(1) 本補助金の申請は、年度内に1回までです。

(2) 補助対象設備の状況を確認するため、現地調査を実施する場合があります。

(3) 厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金交付要綱に規定する補助金及び厚木市企業等の立地促進等に関する条例並びに厚木市企業等の立地促進等に関する条例施行規則に定める奨励措置と重複して受けることはできません。

(4) 次の要件に該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことや暴力団等に該当すると判明したとき。

イ 厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付要綱及び厚木市補助金等交付規則の規定に違反したとき。

ウ 交付決定後1年以内に事業を廃止又は市内での営業を取り止めたとき。

エ 交付決定後1年以内に補助対象設備等を売却・譲渡・交換・貸付又は市外へ移したとき。

オ 補助対象設備について、地方税法第383条の規定に基づく固定資産税の申告をしなかったとき。

## 改訂履歴

令和8年5月 割賦販売契約、リース契約により購入する設備について、補助要件及び申請時の添付書類の記載を追加しました。